

指定計画相談支援・指定障害児相談支援 重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）第5条の規定並びに「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第29号）第5条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者に対して説明するものです。

1.事業者の概要

法人の名称	社会福祉法人 綾川町社会福祉協議会 障害者相談支援事業所 わんすてっぴ
法人の住所地	香川県綾歌郡綾川町滝宮276番地
法人の電話番号	087-876-4221
法人のFAX番号	087-876-4756
法人の代表者	会長 谷岡 学
法人の設立年月日	平成18年3月22日
法人の沿革・特色	別紙のとおりです。
法人の目的と主な事業	<p>本法人は、障がい者の意向を尊重し、その意向に沿った多様なサービスを総合的に提供できるよう創意工夫を行うことにより、利用者自身が自分らしく住み慣れた地域での生活を送ることができるよう活動しております。</p> <p>指定計画相談支援 平成 30 年 4 月 1 日 綾川町指定</p> <p>指定障害児相談支援 平成 30 年 4 月 1 日 綾川町指定</p>

2.事業所の概要

事業所の名称	綾川町社会福祉協議会 障害者相談支援事業所 わんすてっぷ
事業所の所在地	香川県綾歌郡綾川町滝宮276番地
事業所の電話番号	087-876-4221
事業所のFAX番号	087-876-4756
事業所の開設年月日	平成30年4月1日
事業の目的・運営方針	<p>1、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者個々の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、自立した住み慣れた地域での日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮すると共に、利用者又は、障害児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して実施していきます。</p> <p>2、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないように公正中立に行います。</p> <p>3、市町村及び多様な事業者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めると共に、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善へ努めていきます。</p> <p>4、関係法令等を遵守し、対応していきます。</p>

3.事業所の職員体制

職種	人数	勤務形態	資格
管理者	1名	常勤・専従	相談支援専門員
相談支援専門員	3名	常勤・専従 ※管理者と兼務 非常勤・専従	相談支援専門員
事務職員	1名	常勤・兼務	

4.事業所の職務内容

職種	職務内容
管理者	従業者の管理、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
相談支援専門員	〔基本相談支援〕 障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供を行うとともに、市町村や障がい福祉サービス事業者との連絡調整を行います。 〔サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成〕 障がい福祉サービス等の支給決定等の申請に係るサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案を作成します。また、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成を実施します。 〔モニタリング〕 支給決定等の有効期間内において、利用者が継続して障がい福祉サービス等を適切に利用していただけることができるよう、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画が適切であるかどうかにつき、受給者証に基づき見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整又は新たな支給決定等に係る申請の推奨を実施します。
その他の者	相談支援専門員の庶務等の補助を実施します。

5.事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜から金曜日 (ただし、祝祭日・12月29日から1月3日までを除く)
営業時間	平日の午前8時30分から午後5時30分までとなります。

6.通常の事業の実施地域

綾川町の全域

7.主たる対象者

<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者（肢体不自由・聴覚・視覚・内部障がい） ・知的障害者 ・精神障害者 ・障害児（身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童 ・難病患者等
--

8.指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供方法及び内容

(1) サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成します。

【計画作成までの流れ】

①利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者又は障害児の保護者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい児通所支援事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等を含め、そのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。

②利用者及びその家族に面接をして、利用者の心身の状況やその置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者自身が希望とする生活や利用者が住みなれた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。

③把握した課題等に対して対応するための最も適切な福祉サービス等の選択等について検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向や総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案を作成し、利用者又は障害児の保護者へ交付します。

④支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案に位置づけられた福祉サービス等の担当者を招集し、サービス担当者会議を行い、計画の原案の内容について説明をするとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。

⑤担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案の内容について利用者又はそのご家族に対して説明し、文章により利用者又は障害児の保護者の同意を得た上で、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成し、利用者及び障害児の保護者並びに福祉サービス等の担当者に交付します。

計画の実施状況の把握及び計画の変更等	利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に行いつつ、作成したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の実施状況を把握し、受給者証の定める期間又は必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者又は障害児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の推奨を行います。
入所施設等への紹介又は地域生活への移行にかかる情報提供	利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は自身が指定障害者支援施設、指定障害児入所施設若しくは精神科病院への入所又は入院を希望する場合は、入所施設等への紹介を行います。また、入所施設等から退所又は退院しようとする利用者及びその家族からの依頼があった場合は、指定一般相談支援事業所とともに居宅における生活への移行が円滑に行えるよう支援していきます。

(2) サービス等利用計画・障害児支援利用計画へのモニタリングを実施します。

9.利用料金

相談支援利用料	厚生労働大臣が定める基準額を支給決定市町村より代理受領します。尚、代理受領した利用料の額については、利用者に通知します。
交通費	利用者の希望により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を提供した際には、その実費をいただきます。 ●公共交通機関を利用した場合 公共交通機関の定める運賃 ●事業者の自動車を利用した場合 移動距離（km）×20円

10.利用料金の支払い方法

交通費の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月末までに請求しますので、予定の期日までに現金又は振込みでお支払い下さい。

11.事故発生時の対応

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講じるほか、下記のご家族へ速やかにご連絡させていただきます。また、利用者に対する指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

※ご記載をお願いします。

【主治医】

医療機関名	
所在地	
電話番号	
主治医氏名	

【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

【本事業所が加入する損害賠償保険の内容】

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険社会福祉事業者総合保険
補償の概要	人格権侵害保障・経済的損害補償・事故対応費用補償 対人見舞費用補償・感染症見舞金補償

12.苦情を受付について

(1) 等事業所における苦情受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口まで受付ます。

○苦情受付窓口（担当者）

苦情解決担当 総務企画課 渡辺 史彦

苦情解決責任者 事務局長 森田 康清

○受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝日及び12/29～1/3は除きます）
午前8時30分～午後5時30分

(2) 行政機関その他の苦情受付期間

○綾川町役場 健康福祉課

①所在地：香川県綾歌郡綾川町滝宮

②電話番号：087-876-1113

③受付時間：毎週月曜日～金曜日
午前9時～午後5時

13.ハラスメントの防止

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化などの必要な措置を行います。

14.業務継続計画の策定等について

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- (2) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

15.衛生管理等

感染症の発症、又はまん延防止のための次の措置を講じています。

- (1) 感染症の予防又はまん延防止のための対策を定期的開催。
- (2) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のために指針を整備し、研修及び訓練を定期的実施します。

16.虐待防止のための措置

本事業所では、利用者様に対する虐待を早期に発見し、迅速かつ適切な対応を図るため次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定 【虐待防止責任者】大谷 佐也加
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

17. サービス提供の記録について

本事業所では、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存しております。また、利用者及び障害児の保護者が他の指定特定相談支援事業所を希望する場合及びその他利用者から申出があった場合には、直近のサービス等利用計画又は障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付します。また、監査官庁の求めがあった場合についても同様に情報を開示させていただきます。

【本事業所にて保存している記録について】

- ①福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- ②個々の利用者ごとに次の事項を記載した相談支援台帳
サービス等利用計画案及びサービス等利用計画 障害児支援利用計画案及び利用計画
アセスメントの記録 サービス担当者会議等の記録
モニタリングの結果記録 利用者に関する市町村への通知に係る記録
利用者からの苦情の内容等の記録 事故の状況及び事故に際しとった対応記録

令和 年 月 日

指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項の説明を行いました。

事業者

(所在地) 香川県綾歌郡綾川町滝宮276番地
(名称) 綾川町社会福祉協議会障害者・児相談支援事業所 わんすてっぴ
(説明者) 綾川町社会福祉協議会障害者相談支援事業所 わんすてっぴ

相談支援専門員

印

私は、契約書及び本書面により、事業者からの指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供にあたり、重要な事項の説明を受け、同意しました。

利用者

(住所) 綾川町

(氏名)

印

利用者は、身体状況等により署名等が困難であるため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その書面を代筆しました。

代筆者

(住所)

(氏名)

印

(続柄)

綾川町社会福祉協議会
障害者相談支援事業所 わんすてっぴ
重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 綾川町社会福祉協議会